科学院発１０２１第７号
令和８年１０月２１日

各関係機関の長　殿

国立保健医療科学院長
（公印省略）

保健医療情報政策研究センター長の公募について（依頼）

標記について、下記のとおり研究職員を公募しますので、貴機関関係者に周知方よろしくお取り計らい願います。

記

１．職名
保健医療情報政策研究センター長（厚生労働技官・研究職）　　１名

２．業務内容
（１）保健医療等に関する情報の収集、評価、利用及び提供に係る調査研究並びに関連する養成訓練業務
（２）国立保健医療科学院内の情報システム全般の統括及び厚生労働本省との調整業務

３．応募要件
（１）保健医療情報に関する十分な専門知識並びに研究業績を有すること。
（２）WHO 国際分類ファミリー（WHO-FIC）について十分な知識を有すること。
（３）公衆衛生全般、特に保健医療情報等に関して十分な教育実績を有すること。
（４）情報ネットワークの構築、維持及びセキュリティについて経験を有することが望ましい。
（５）国、地方公共団体等の審議会、検討会や国際機関等における公的活動に参加した実績を有すること。
（６）調査研究及び養成訓練の遂行に十分な英語の語学力を有すること。
（７）日本語を母国語としない者にあっては、調査研究及び養成訓練の遂行に十分な日本語の語学力を有すること。
（８）実務者の養成訓練に意欲を持ち、精通していること。
（９）協調性を有する円満な人格で、研究を企画・統括する経験と能力を有すること。
（10）部下を統率・育成し、高い業務実績をあげた経験を有すること。
（11）博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者。
（12）大学卒業後１８年以上（６年制大学の場合は１６年以上）の者。

４．欠格事由
次のいずれかに該当する者は応募できません。

（1）国家公務員法第３８条の規定により国家公務員となることができない者
① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
② 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者
③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
（2）平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
（3）採用予定時期までに国家公務員法第８１条の２第２項に定める管理監督職勤務上限年齢の６０歳に達する者

5．採用予定日
令和９年４月１日（御相談に応じます）

6．勤務地
国立保健医療科学院（埼玉県和光市南２－３－６）

7．選考採用試験
（1）第１次審査（書類選考）　令和８年１１月下旬～１２月上旬（予定）
（2）第２次審査（面接試験）　令和８年１２月上旬～中旬（予定）
※一次面接、二次面接（プレゼンテーションを含む）を行います。
※会場は、国立保健医療科学院（埼玉県和光市南２－３－６）で行います。
（3）選考結果
第１次審査・第２次審査の選考結果については、審査後２週間以内に通知します。

8．提出書類
（1）個人調書[様式第１号（その１）]
（過去５年間における外部資金獲得実績は必須事項）
（2）教育研究業績書[様式第１号（その２）]
（研究業績は全ての業績を記入すること。なお、当該分野における査読付論文数は１０本以上を目安とする。）
（3）就任後の調査研究及び養成訓練に関する計画並びに抱負（Ａ４版2,000字程度）
（4）主要論文別刷１０本以内（コピー可、冊子は不可、Ａ４両面印刷でクリップ止めにすること）
（5）推薦状（推薦者の自署入り）
（6）応募者本人の教育、研究、人柄について問合せのできる方２名の氏名、所属、連絡先（住所、電話、E-mail）。うち１名は推薦者も可。
（7）学位記（写）
※提出書類の各様式等は、本院ホームページ（https://www.niph.go.jp/）からダウンロードできます。
※応募書類は、本公募の用途に限り使用し、頂いた個人情報は適正な理由なく第三者へ開示、譲渡及び貸与することは一切ありません。なお、応募書類は返却いたしませんので、御了承ください。

9．応募締切日
令和８年１１月２０日（金）必着

１０．書類提出先

〒351-0197　埼玉県和光市南２－３－６

国立保健医療科学院長　大坪　寛子　宛てとし、応募書類の封筒には「応募番号７　保健医療情報政策研究センター長　応募」と朱書の上、親展とし、簡易書留にて郵送してください。

１１．問合せ先

国立保健医療科学院　総務部総務課人事係　高橋、多比羅

Tel ：０４８－４５８－６１２５（直通）

Mail：jinji@niph.go.jp

【参考】

１．給与

（１）採用時の俸給月額（基本給）は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号）等に基づき、採用後に従事する職務及び採用者の職務経歴等を考慮して決定します。

（２）手当は、代表的なものとして以下のものがあり、職員の実情に応じて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号）等に基づき支給されます。

・地域手当（俸給等の１３/１００）

・住居手当（月額最高２．８万円）

・通勤手当（６箇月定期券等の価額（１箇月あたり最高１５万円））

・期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）

＜モデル給与例＞

・研究職５級７号俸　年収約１２００万円（月給約７０万円）

※博士の学位を有し、大学卒業後３０年以上の職務経験を有し、選考により採用された場合

※年収には俸給、地域手当、俸給の特別調整額、期末・勤勉手当を含む。（その他個人の状況に応じて、扶養手当、住居手当、通勤手当等の支給有り）

２．勤務時間・休暇

（１）勤務時間は原則１日７時間４５分で、土・日曜日及び祝日、年末１２月２９日～年始１月３日は休みです。

（２）フレックスタイム制を導入していますので、１月当たり１５５時間の勤務時間の範囲で、始業・終業時間を組み合わせることができます（一定の制限あり）。

（３）休暇は、年２０日の年次休暇（４月１日採用の場合、１５日付与され、２０日を限度として翌年に繰り越されます。）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等）及び介護休暇等があります。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業制度等があります。